

地方独立行政法人北松中央病院評価委員会運営要綱（案）

平成 2 2 年 8 月 日

地方独立行政法人北松中央病院評価委員会決定

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地方独立行政法人北松中央病院評価委員会条例（平成 21 年佐世保市条例第 65 号）第 7 条の規定に基づき、地方独立行政法人北松中央病院評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の公開）

第 2 条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

（傍聴人に対する指示）

第 3 条 議長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

（意見の聴取）

第 4 条 委員長は、議事の調査審議に対し、特に専門的な意見を聴く必要があると認めるときは、委員会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

（議事録等）

第 5 条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公表する。

（補則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 8 月 日から施行する。